

<アンケートの集計結果について（短期入所事業所）>

対象事業所：8事業所

回答事業所：8事業所

◆今までに短期入所の利用を断ったケースがありますか

「はい」→7 「いいえ」→1

（「はい」の理由）

- ・空きがない
- ・車椅子をご利用で、ハード面で受け入れが困難
- ・新規契約者を一定期間凍結していた（現在は随時受付）
- ・医療的処置が必要
- ・伝染性疾患を有している利用者がいる場合
- ・介助、支援が著しく困難と認められる場合
- ・急な支援員の欠員等、受け入れ体制に支障が生じた場合
- ・極度に痰の吸引が必要な場合
- ・日中の時間帯に家族による送迎が困難。夜間突発で外へ飛び出す等宿直1名で対応できないケース

◆今までに、主たる対象とする障害以外の方を受け入れたことがありますか

「はい」→1 「いいえ」→7

◆今までの利用者の中で、対応が困難な事例がありましたか

「はい」→6 「いいえ」→2

（困難事例）

- ・知的障害児。家庭内暴力があるため、気分を換えるためにと定期的にショートを利用されていたが、だんだんショートに慣れられたせいか、夕食後ひとりで職員が止めるのも聞かず外出、20：30頃宇部署より連絡。また、面会に来られたご家族と言い争われ、ガラス戸を足で蹴り破損。本人に怪我はなかった。
- ・重度の方が中心に生活しておられる場所なので、軽度の方（特に外出され、帰って来られない等の特性をお持ちの方）は、探しに行ったり迎えに行ったりが夜勤者のみでは不可能であった。又、暴力や物投げ等がある場合は、重度の方の逃げ場がなく、難しかった（自分で逃げたり防いだりをされないため）。
- ・利用中、保護者と連絡がとれず対応に苦慮した。利用に対して本人が納得しておらず、興奮したり無断外出の恐れがあるため、マンツーマンでの支援を要した。利用者の言動が他利用者に大きく影響した。緊急時の場合、利用者の情報が少なく、その方への対応に追われ、他利用者のサービスが低下した。

- ・療育A（ダウン症）の方でコミュニケーションが難しく（表情で分かる場合もある）徘徊や無断外出の恐れがある。また、昼夜逆転することが多々あるため、日中居眠りしない様に散歩等を行い支援した。
- ・知的障害：①多動（勝手に施設外へ飛び出していく等）②他入所者や職員に対して暴言、暴力③窃盗
- ・精神障害：①他入所者や職員に対して暴言、暴力②アルコール依存症の既往歴がある方（再発防止目的で不可）
- ・身体障害のある方で、歩行器を使用しての利用であったが、事前に伺っていたよりも職員のサポートを必要とし、転倒のリスクを考えると対応が難しかった。

◆その日に短期入所を利用したいと問い合わせがあった場合、ベッドさえ空いていれば受け入れは問題ないですか

「はい」→5 「いいえ」→3

（受け入れが困難なケース）

- ・1対1での対応が必要な方
- ・他傷の恐れがある方
- ・医療面での処置が求められる方（処置内容や頻度（日中・夜間）による）
- ・気管切開されている方
- ・夜間に濃厚なケアが要る方（夜間ナース不在のため）
- ・支援が著しく困難な方
- ・言動が他利用者へ大きな影響を及ぼす方
- ・施設内にインフルエンザ等感染症がでている場合
- ・医療的行為（吸引等）が必要な方
- ・新規の方で情報がない方（どのような介助が必要なのか、医療ケアが必要なのか、重度の精神、重度の自閉があるか等、情報がないと対応が難しい）
- ・他入所者に迷惑がかかる方
- ・どの程度までの支援を望まれているのか不明なため、トラブルの原因になる
- ・（「はい」の補足）事業所内で検討し、事前に利用契約を結んでいる方に限る

◆緊急時に利用できる短期入所事業が、利用者にとって有益だと思えますか

「はい」→8 「いいえ」→0

◆現段階で、この事業が貴事業所で実施可能ですか

「はい」→4 「いいえ」→4

（「いいえ」の理由）

- ・本体事業の利用希望者を優先させるため
- ・引き受けする利用者の方の状況による
- ・空床型なので定員を満たしている場合利用できないため

- ・緊急時に対応するためには、ベッドの問題、部屋の問題、夜勤体制の問題があり、利用される方の障害特性が分からないままの受け入れは難しいと思われる
- ・他の短期入所利用者の権利を守るため、常時1～2床ベッドを確保することは困難である

◆仮に、貴事業所でこの事業を引き受ける場合、どのような条件であればこの事業を引き受けることが可能ですか

- ・障害種別（障害の程度）。利用日数による。
- ・ハード面を考えると、どうしても身体障害者の受け入れに難がある。年間を通してずっとベッドを確保することは、日中一時利用者との兼ね合いもあるため、当番制等にする等の検討があればより引き受けやすいと思う。
- ・障害者総合支援法の施行に伴い、障害種別を限定することなく対応していく必要があると考えるが、アセスメントせず対応となることから、広域的な受け皿調整が必要と思われる。
- ・確保するベッド数分の本体事業報酬額（年間）の一定の保障。計画相談等の相談支援事業者が関与する者。
- ・指定障害者支援施設なので、知的障害者の方で事前に面識のある、あるいは利用実績のある方に関しては、スムーズな受け入れが可能。
- ・ベッド数、部屋の問題、障害特性の把握、利用日数等
- ・緊急時とは、どのような時のことか。期間はどのくらいか、どのような対応が求められるのか明確にして欲しい。
- ・できる限り、その利用者についての情報が欲しい。
- ・場合によっては、緊急時のみで利用期間中に次の引き受け場所を検討する
- ・関係者（行政・家族・病院・相談員等）で、事前に想定できることは会議をして決めておく。また、事前に会議ができない場合は、その時に後のリスクにならないように情報を共有しておく。
- ・金銭等預かる形式を短期入所ではとっていないので、自分で管理できる方
- ・身体障害の方は設備的にも対応は難しい

◆その他

- ・緊急ショートニーズや育児不安への対応として、事前利用（短期・日中）をお勧めするようにしている。お子さんを少しでも安心して預けていただくためにも、極力現行の障害福祉サービスを活用する方向で対応して参りたいと考えている。
- ・常時ベッドを確保しておくのであれば、対価を検討していただきたい。
- ・行政とタイアップして行うことを希望する（相談支援事業所の相談員と施設の担当者だけで決めるのではなく、関係者で会議を行い想定できることは明確にしておく。短期入所後のリスクを最小限度に抑えるため）
- ・居室を常時短期入所用に空けておくという点で、金銭面等で保障がないものか。